

事 務 連 絡

平成31年4月22日

各指定居宅介護支援事業者 様

海南市高齢介護課長

( 公 印 省 略 )

介護予防・生活支援サービス事業に係る事業対象者の有効期間の取扱いについて

介護予防・生活支援サービス事業に係る事業対象者については、これまで2年と定めておりました有効期間を、平成31年4月1日以降が有効期間の開始日となる事業対象者については有効期間の終了日を定めないう改正し、別紙1のとおり平成31年3月13日付け事務連絡にて通知させていただいたところです。

今般、本市の事業対象者に関して、別紙2・3のとおり整理しましたので、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

平成31年3月13日

各指定居宅介護支援事業者様

海南市高齢介護課長

( 公 印 省 略 )

## 介護予防・生活支援サービス事業に係る事業対象者の有効期間の取扱い変更について

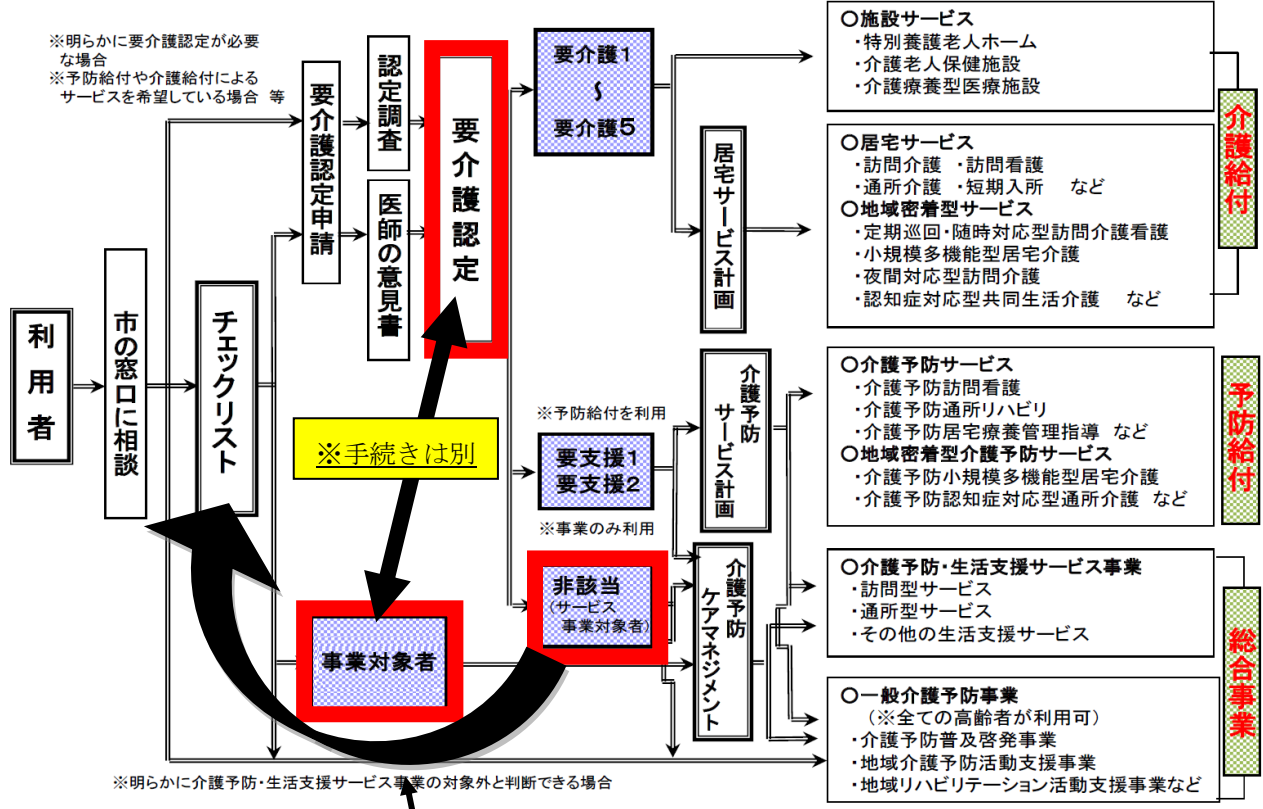
介護予防・生活支援サービス事業に係る事業対象者については、これまで有効期間を2年と定めておりましたが、海南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の改正に伴い、平成31年4月1日以降が有効期間の開始日となる事業対象者については、有効期間の終了日を定めないこととしましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

(例)

新規					
平成31年3月15日に新規でチェックリストを実施した場合					
		有効期間 (翌月から2年間)			
		H31.3.15	H33.3.31		
更新					
有効期間が平成31年3月31日までの対象者が平成31年3月15日にチェックリストを実施して有効期間を更新した場合					
		有効期間(期限なし)			
		H31.4.1			
新規・更新					
平成31年4月1日に新規でチェックリストを実施した場合					
		有効期間(期限なし)			
		H31.4.1			

◆担当 海南市高齢介護課  
介護保険係  
電話 073-483-8761

<総合事業実施後の利用手続>



◆認定申請が非該当となった場合  
状態変化があり、チェックリストの実施結果によっては、総合事業を利用できる場合があります。

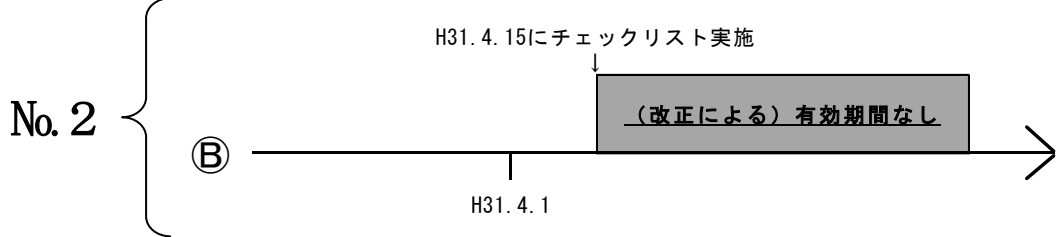
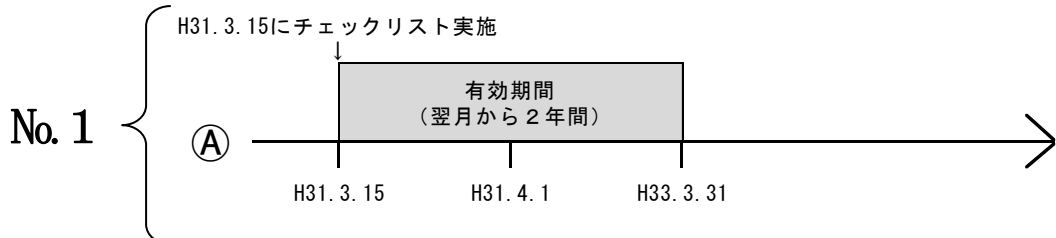
◆総合事業対象者が要介護（支援）認定申請を行った場合  
※新規申請という扱いになります。

事業対象者と要介護（支援）認定の関係

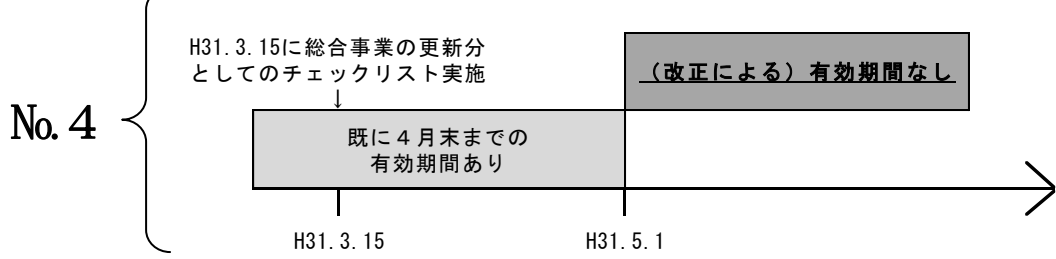
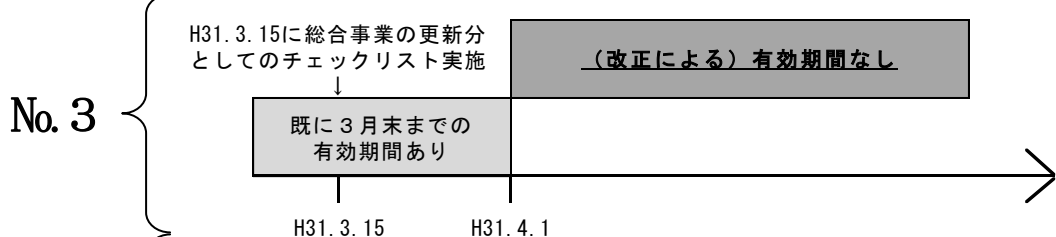
	要介護（支援）認定	支給限度額	要介護（支援）状態	介護予防通所介護相当サービス利用頻度	介護予防訪問介護相当サービス利用頻度
事業対象者	× 予防給付不可	5,003 単位	要支援1相当	週1回程度	週1～2回程度
要支援1	○ 予防給付可能		要支援1		
要支援2	○ 予防給付可能	10,473 単位	要支援2	週2回程度	週3回以上
要介護1～5	○ 介護給付可能	各段階に応じて	要介護1～5		

要支援2の状態：総合事業のサービスのみの利用され、かつ5,003単位以下のサービス量の場合は、事業対象者としてサービス利用する方法もあります。

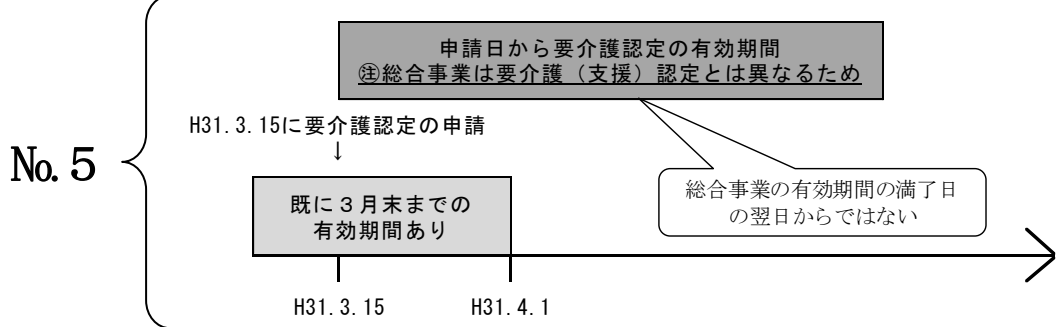
新規でチェックリストを行った場合 ⇒ ① 3月末まで ② 4月以降の2パターン



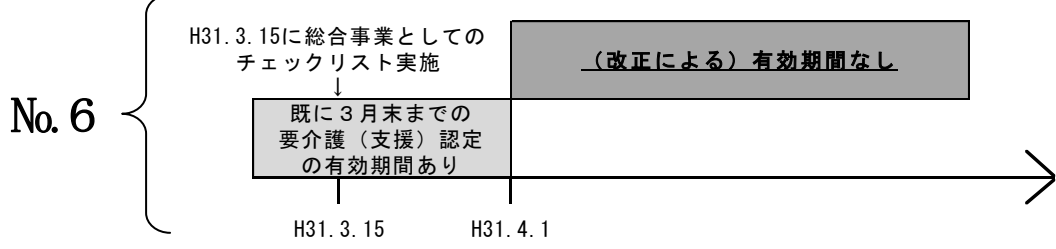
既にチェックリストを行っており、事業対象期間を更新する場合



既にチェックリストを行っており、要介護認定等を申請した場合。⇒ 新規申請



既に要介護(支援)認定を受けており、満了をもって事業対象者に移行する場合。



事業対象者の有効期間中に要介護(支援)認定の申請をされている場合は、地域支援係にご相談ください。